平成２６年（フ）第３５８７号
埼玉県さいたま市南区鹿手袋６丁目22―19―102
破産者　吹上　康弘
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５９６号
東京都千代田区富士見２丁目14―６　富士見２丁目郵政宿舎Ｂ棟909
破産者　西久保大輔
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６０６号
埼玉県東松山市新宿町15―12―203
破産者　吉澤　勇二
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６３０号
東京都葛飾区宝町２丁目11―10―101
破産者　近藤　義次
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６３８号
東京都江戸川区西瑞江５―12―５　メゾン・ド・プチラメールＶ102、住民票上の住所宮城県気仙沼市岩月宝ヶ沢282―９　藤田アパート５号
破産者　椹木　次夫
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６４６号
東京都江戸川区西葛西６丁目23―21―203
破産者　菅原　健司
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６４８号
東京都足立区江北２丁目22―１―811
破産者　多田　　薫（旧姓児矢野）
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６８２号
神奈川県横浜市磯子区上町11―３―108
破産者　河野　智子
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７００号
千葉県鴨川市貝渚2013―７
破産者　大澤　　博
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６号
仙台市青葉区木町通２丁目５番４号
破産者　トーニチテック株式会社
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１６号
さいたま市見沼区東大宮３丁目14番地の55
破産者　有限会社フジエレベータ
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
埼玉県久喜市南栗橋６丁目15番地１
破産者　株式会社ジュノス
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８４０１号
東京都中野区中央１―35―６、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区神宮前２丁目25番４号
破産者　株式会社ザックコーポレーション
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２号
新潟市北区松浜８丁目10番２号
破産者　井村貴一郎
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１７号
長野市大字鶴賀緑町1107番地
破産者　株式会社ＴＥＡＲＳ
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６３３０号
大阪府吹田市五月が丘南18番27―206号、申立時の住所大阪府吹田市五月が丘北14番16―305号
破産者　株式会社オールテックことａｉｍ　Ｃｏ.，Ｌｔｄ．こと　南宅　正美
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７３７号
大阪府吹田市上山手町61番16号、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市垂水町１丁目１番８号
破産者　有限会社大豊住建
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７７６号
大阪市福島区海老江２丁目８番32―909号
破産者　株式会社西岡運輸
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８１３号
大阪市住之江区平林南１丁目３番83号
破産者　有限会社双辰商会
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４４５号
大阪市住吉区南住吉１丁目15番10号
破産者　大起建設株式会社
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８８０号
大阪市北区中崎西１丁目４番22号
破産者　リブテック株式会社
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３号
大阪市東淀川区豊里２丁目11番65号
破産者　有限会社宮原電装
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部